

土地利用に関する体系

国土の利用に関する基本理念（法第2条）

（法：国土利用計画法）

国土利用計画

国土利用計画 全国計画
（法第5条）

基本とする

国土利用計画 長野県計画
（法第7条）

基本とする

国土利用計画 佐久市計画
（法第8条）

〈第2条〉国土の利用は国土が国民のために限られた資源であるり、生活、生産活動の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする

国土利用計画佐久市計画は、法第8条に規定に基づき、全国計画及び長野県計画を基本に、「佐久市の土地利用に関する基本的な考え方」をしめすもの

国土利用計画法

第9条
即してかつ合理的な
土地利用を図る

佐久市総合計画
（地方自治法第2条）

（第一次佐久市総合計画）

即する

即する

国土利用計画佐久市計画は、土地利用に関する個別規制法による各種計画（都市計画マスタープランや農振計画など）の土地利用の基本的な考え方を示すものである
今後各種計画は国土利用計画を基に改訂を順次行うこととなる

土地利用に関する
個別規制法

個別規制法に基づく
各種計画

- ・都市計画法 佐久市都市計画マスタープラン
- ・農業振興地域の整備に関する法律 佐久市農業振興地域整備計画
- ・森林法 佐久市森林整備計画
- など

国土利用計画（佐久市計画）は国土利用計画法第8条の規定に基づき、国土利用計画・全国計画及び県計画を基本とするとともに、佐久市総合計画の基本構想に即して策定する「佐久市の土地利用に関する基本的な考え方」を示すものです。

国土利用計画（佐久市計画）は、土地利用に関する個別規制法による計画（都市計画マスタープランや農振計画等）の土地利用の基本的な考え方を示すものとなります。

今後、国土利用計画（佐久市計画）を基に各種計画の検討を行うこととなります。